

# 江東区健康プラン 21 推進協議会設置要綱

平成 14 年 5 月 1 日

14 江保地第 185 号

## (設 置)

第 1 条 21 世紀における国民健康づくり運動(健康日本 21)及び東京都健康推進プラン 21 を踏まえ、江東区における地域特性と区民意識を生かした江東区健康プラン 21 を策定するため、江東区健康プラン 21 推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

## (協議事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 江東区健康プラン 21 の対象分野及び関連分野の内容及び指標に関すること。
- (2) 江東区における健康づくり施策の推進方策に関すること。
- (3) 保健、医療及び福祉分野の連携に関すること。
- (4) その他、健康づくり施策の充実に関し、区長が必要と認める事項

## (構 成)

第 3 条 協議会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱又は任命をする 25 名以内の委員をもって構成する。

- (1) 医療関係機関
- (2) 学識経験者
- (3) 女性団体代表
- (4) 体育団体代表
- (5) 健康づくり団体代表
- (6) 集団給食団体代表
- (7) 公募委員
- (8) 区職員等

## (任 期)

第 4 条 委員の任期は、平成 16 年 3 月 31 日までとする。

2 委員の欠員により補充する委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会長、副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、協議会を代表し、総括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときは、その職務を代理する。

5 会長及び副会長に事故のあるときは、あらかじめ、その指名する委員が、その職務を代理する。

(協議会の運営)

第6条 協議会は、会長が招集する。

2 会長は、必要に応じて協議会に委員以外の者の出席を求め、又は他の方法で意見を聞くことができる。

(幹事会)

第7条 協議会に幹事会を設置する。

2 幹事会は、協議会から付議された事項について、調査検討し、会長に報告しなければならない。

3 幹事会は、次に掲げる者をもって構成する。

(1) 幹事長 保健所長

(2) 副幹事長 地域保健課長

(3) 幹事 企画課長 児童課長 保育課長 高齢福祉課長 高齢事業課長 介護保険課長 障害者福祉課長 生活衛生課長 保健予防課長 深川保健相談所長 深川南部保健相談所長 城東保健相談所長 城東南部保健相談所長 学務課長 指導室長 生涯学習課長 体育課長 健康スポーツ公社事務局次長

4 幹事会は、幹事長が必要に応じ招集する。

(庶務)

第8条 協議会及び幹事会の庶務は、保健福祉部地域保健課において処理する。

(補足)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関する必要な事項は、会長が定める。